健全化判断比率･資金不足比率

（単位：％）

区分		令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	― (-4.06)	― (-5.99)	11.25	20.00
	連結実質赤字比率	― (-13.72)	― (-17.40)	16.25	30.00
	実質公債費比率	1.4	1.6	25.0	35.0
	将来負担比率	― (-52.2)	― (-75.1)	350.0	

（単位：％）

区分		令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
資金不足比率	都市計画事業土地区画整理特別会計	― (-100.0)	― (-100.0)	20.0
	分譲住宅建設事業特別会計	― (-100.0)	― (-100.0)	
	卸売市場特別会計	― (-30.9)	― (-36.6)	
	産業用地造成事業特別会計	― (-100.0)	― (-100.0)	
	水道事業会計	― (-135.1)	― (-127.3)	
	下水道事業会計	― (-77.1)	― (-75.8)	

※　各欄の「－」表記は、負の値のため「比率なし」となったものであり、括弧内に参考としてその値を併記する。

1　健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称です。

＜健全化判断比率の対象＞



（１）実質赤字比率

一般会計等の赤字額の、標準財政規模（税収入や普通交付税額等、経常的に収入される一般財源の規模）に対する比率で、財政運営の健全度を表す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（２）連結実質赤字比率

一般会計、特別会計（財産区を除く）及び水道・下水道事業会計を含めた市全体の赤字額の標準財政規模に対する比率で、運営の健全度を表す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（３）実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金（特別会計、水道・下水道事業会計が起こした地方債に係る分を含む）の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、市全体の公債費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものです。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

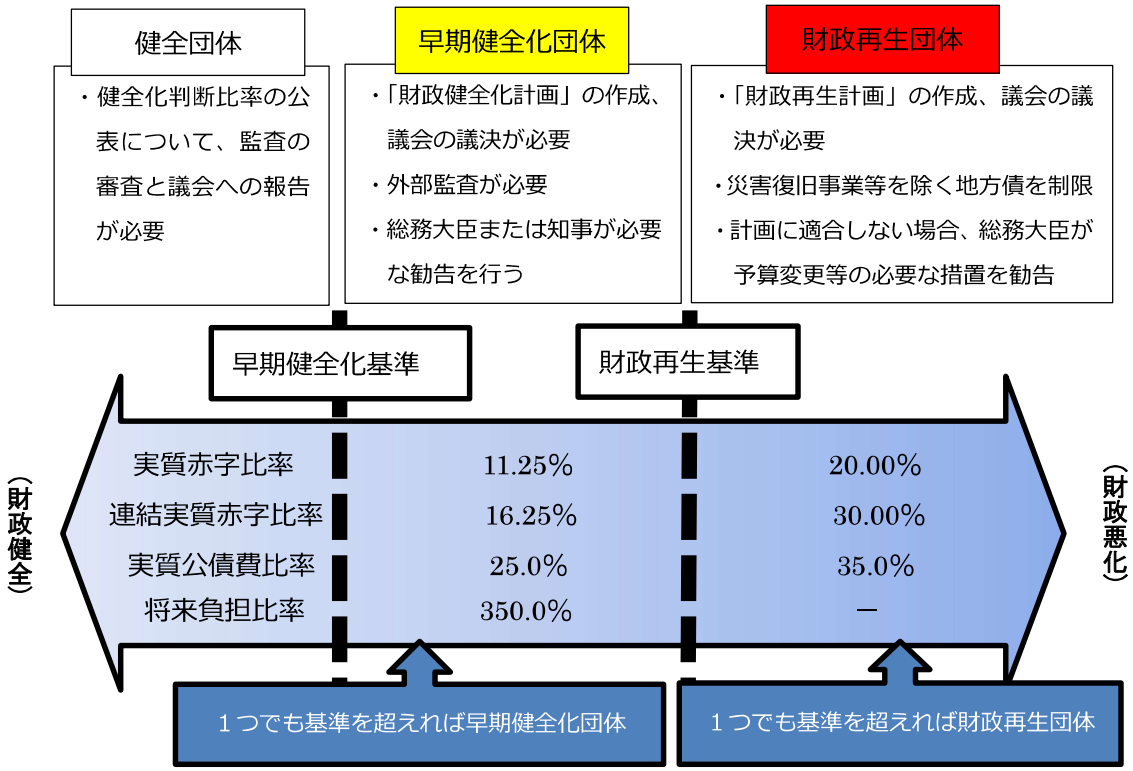
（４）将来負担比率

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負債等の現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2　地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成２１年４月施行）」に基づき財政指標を算定・公表し、いずれかの指標が一定基準以上となった場合には、財政健全化計画等を策定して財政の健全化を図らなければなりません。



3　資金不足比率

水道事業や下水道事業等の公営企業会計の資金不足額を、事業規模（料金収入の規模）と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。資金不足比率が 20%を上回った場合、「経営健全化計画」を作成し、議決を得て公表しなければなりません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$